

平成17年4月1日(金曜日)



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目 次 (*については県法規集登載事項)

○ 規則

*56 和歌山県水産業普及指導員設置規則 (水産振興課)

*57 和歌山県水産業普及指導員室設置規則 ()

○ 告示

*648 水産業普及指導員室の所在場所 (水産振興課)

○ 訓令

*21 水産業普及指導員服務規程 (水産振興課)

規 則

和歌山県規則第56号

和歌山県水産業普及指導員設置規則を次のように定める。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村 良樹

和歌山県水産業普及指導員設置規則

和歌山県水産業専門技術員および水産業改良普及員設置規則(昭和41年和歌山県規則第66号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 沿岸漁業等の生産性の向上、経営の近代化及び沿岸漁業等の技術の改良を図るため、調査研究を行い、併せてその成果を沿岸漁業等の従事者に普及指導して沿岸漁業等の合理的な発展を期するため、県に水産業普及指導員(以下「普及指導員」という。)を置く。

(職務)

第2条 普及指導員は、試験研究機関と密接な連絡を保ち専門技術等に関する事項について調査を行うとともに、計画的

に担当する地域を巡回し、漁民に対し適切かつ効果的に技術及び知識の普及指導に当るものとする。

(任命)

第3条 普及指導員は、農林水産大臣が実施する水産業普及指導員資格試験に合格した者の中から知事が任命する。

(所属等)

第4条 普及指導員は、農林水産部水産局水産振興課に所属するものとし、別に定めるところにより設置する水産業普及指導員室に配属するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第57号

和歌山県水産業普及指導員室設置規則を次のように定める。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村 良樹

和歌山県水産業普及指導員室設置規則

和歌山県水産業専門技術員室および水産業改良普及員室設置規則(昭和48年和歌山県規則第77号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 漁業技術の高度化、経営の近代化、行政区域の広域化さらには沿岸漁業従事者の資質の向上に対応した普及指導能力及び計画的な普及指導活動を展開するために水産業普及指導員室を設置する。

(名称、区域及び所在地)

第2条 水産業普及指導員室の名称、普及区域及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	普 及 区 域	所 在 地
和歌山県水産業普及指導員室	県下一円	和歌山市
和歌山地区水産業普及指導員室	和歌山市 海南市	和歌山市
有田地区水産業普及指導員室	有田市 有田郡のうち湯浅町及び広川町	有田郡湯浅町
日高地区水産業普及指導員室	御坊市 日高郡のうち由良町、日高町、美浜町、印南町及びみなべ町	御坊市
西牟婁地区水産業普及指導員室	田辺市 西牟婁郡のうち白浜町、日置川町及びすさみ町	田辺市
東牟婁地区水産業普及指導員室	新宮市 東牟婁郡のうち那智勝浦町、太地町及び串本町	新宮市

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第648号

昭和48年和歌山県告示第786号(水産業専門技術員室及び水産業改良普及員室の所在場所)の全部を次のように改正する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村 良樹

水産業普及指導員室の所在場所

水産業普及指導員室の所在場所は、次のとおりとする。

名 称	場 所
和歌山県水産業普及指導員室	和歌山市 和歌山県農林水産部水産局水産振興課内
和歌山地区水産業普及指導員室	和歌山市 海草振興局内
有田地区水産業普及指導員室	有田郡湯浅町 有田振興局内
日高地区水産業普及指導員室	御坊市 日高振興局内
西牟婁地区水産業普及指導員室	田辺市 西牟婁振興局内
東牟婁地区水産業普及指導員室	新宮市 東牟婁振興局内

訓 令

和歌山県訓令第21号

農林水産部
海草振興局
有田振興局
日高振興局
西牟婁振興局
東牟婁振興局
水産業普及指導員

水産業普及指導員服務規程を次のように定める。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

水産業普及指導員服務規程

水産業改良普及員服務規程(昭和37年和歌山県訓令第30号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めのあるものを除くほか、水産業普及指導員(以下「普及指導員」という。)の服務について、必要な事項を定めるものとする。

(服務の心得)

第2条 普及指導員は、その職責を理解し、担当地区の漁村の実態を把握するとともに、常に技術を練磨し、職務の遂行に万全を期さなければならない。

(職務)

第3条 普及指導員は、農林水産部水産局水産振興課長(以下「水産振興課長」という。)の指揮を受け、次の職務に従事するものとする。

- (1) 水産業技術の改良普及に関すること。
 - (2) 水産業の生産から流通までにわたる経営全般の育成指導に関すること。
 - (3) 水産業に関する団体及び研究団体の育成指導に関すること。
 - (4) その他水産業改良普及事業に関すること。
- 2 普及指導員は、前項の職務を行うに当っては、試験研究機関並びに水産分野での男女共同参画及び漁村生活等の指導を行う職員と常に密接な連絡をとらなければならない。

(活動計画)

第4条 普及指導員は、毎年3月10日までに当該普及区域内の翌年度の年度別普及区域指導計画を別記第1号様式により作成し、知事に提出してその承認を受けなければならない。

2 普及指導員は、前項の規定により承認を受けた普及指導計画に基づいて、月別普及区域指導計画を別記第2号様式により作成しなければならない。

3 普及指導員は、前項の規定による指導計画に基づいて普及活動を行わなければならない。

第5条 普及指導員は、前条第2項の規定により作成した指導計画に基づき普及活動を行った結果について別記第3号様式により、当該月分の月別普及区域指導活動記録を作成しなければならない。

2 普及指導員は、月ごとに別記第3号様式により月別普及区域指導活動記録を、毎年度末に別記第4号様式により年度別普及区域指導活動記録を作成して、知事に提出しなければならない。

第6条 この訓令の規定により知事に提出する書類は、振興局長を経由して提出しなければならない。

(簿冊の備付け)

第7条 普及指導員は、次の簿冊を整理し、及び保管しなければならない。

- (1) 年度別普及区域指導計画書、月別普及区域指導計画書、月別普及区域指導活動記録書及び年度別普及区域指導活動記録書
- (2) 日記帳(別記第5号様式)
- (3) 文書綴
- (4) その他水産業改良普及事業に関する簿冊

2 日記帳には、毎日の普及活動事項、目的、内容、対象地区、効果及び反省その他勤務事項を記載しなければならない。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第4条関係)

年度分年度別普及区域指導計画

普及指導員室名称

普及区域

事業区分	課題	実施時期	地区又は場所	普及対象	協力者、団体等	普及活動事項	沿岸施策との関連
企画事業							
調査事業							
試験事業							
研修事業							
指導事業							

別記第2号様式(第4条関係)

年 月 分 月 別 普 及 区 域 指 導 計 画

普 及 指 導 員 室 名 称

普 及 区 域

日	普及指導事項	地区又は場所	普 及 対 象	協力者、団体等	普 及 指 導 方 法	備 考

別記第3号様式(第5条関係)

年 月 分月別普及区域指導活動記録

普及指導員室名称

普及区域

日 普 及 指 導 事 項	地 区 又 は 場 所	普 及 對 象	協 力 者、 團 体 等	普 及 指 導 方 法	備 考

別記第4号様式（第5条関係）

年度分年度別普及区域指導活動記録

普及指導員室名称

普及区域

事業区分	課題	実施時期	地区又は場所	普及対象	協力者、団体等	普及活動経過	翌年度への展開事項
企画事業							
調査事業							
試験事業							
研修事業							
指導事業							

別記第5号様式(第7条関係)

日記帳(巡回指導活動記録)

月日、時、場所	自 時 分				
	年	月	日至	時	分
時間 分					
普及対象					
普及活動の主題					
普及活動方法					
現場の状況	天候	風向	風力	海況	水温 °C
区分	動機とねらい	主な内容	活動の結果		
活動の経過と 結果					
区分	内容について			方法について	
結果の検討と 活動の評価					
次回の留意 事項					

